

## 山口大学大学院技術経営研究科における成績評価異議申立てに関する要項

### (趣旨)

第1条 この要項は、本学の学生が、山口大学大学院技術経営研究科（以下、「研究科」という。）において履修した授業科目に係る成績評価に対し、本人の成績に限り異議申立てを行う場合の手続について必要な事項を定めるものとする。

### (異議申立事由)

第2条 学生は、当該学期に履修した授業科目に係る成績評価について、次の各号のいずれかに該当する場合は、具体的理由を付して異議を申し立てることができるものとする。ただし、成績評価の基準（採点基準）に関する申し立ては認めない。

- (1) 成績の誤記入等、明らかに担当教員の誤りであると思われるもの
- (2) シラバス又は授業等により周知している成績評価法から明らかに逸脱した評価であると思われるもの

### (異議申立手続)

第3条 学生は、異議を申し立てる場合、成績評価に対する異議申立書（別紙様式。以下、「異議申立書」という。）を、原則として成績開示日から3日以内（日曜日を除く）に研究科長に提出するものとする。

2 研究科長は、異議の申立てを受けた場合、副研究科長及び教務委員長等と対応方針を協議した後、担当教員と対応について協議するものとする。

ただし、研究科長、副研究科長又は教務委員長等が当該授業担当教員である場合は対応方針の協議に加わらないものとする。なお、研究科長が必要と認めたときは、当該学生等の意見を聴くことができる。

3 研究科長は、対応を決定し、異議申立書を受領してから原則として7日以内（日曜日を除く）に当該学生へ通知するものとする。

### 附 則

この要項は、平成28年10月11日から施行する。

### 附 則

この要項は、令和元年5月1日から施行する。

年 月 日

## 成績評価に対する異議申立書

技術経営研究科長 殿

年度入学  
所 属  
学籍番号  
氏 名

下記のとおり、成績評価に対する異議を申し立てますので、対応方よろしくお願ひします。

### 記

#### 1. 授業科目名、担当教員名及び担当教員からの回答内容

科目名	担当教員名
回答内容	

※担当教員から回答が得られなかった場合は、その旨を回答内容欄に記入してください。

#### 2. 異議を申立てる事由及び具体的理由

事由	いずれかに○をすること 1. 成績の誤記入等、明らかに担当教員の誤りであると思われるもの 2. シラバス又は授業等により周知している成績評価法から明らかに逸脱した評価であると思われるもの
具体的理由	

注1 成績評価の基準（採点基準）に関する異議申立ては受付できません。

注2 「修了延期を免れたい」等の理由による異議申立ては受付できません。